

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## フォローアップ用

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：市川三郷町簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	平成17年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	市川三郷町	職員数 (H21. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

#### 2 財政指標等

資本費	90円 (H18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	1,726 (H18年度)
累積欠損金 (百万円)	( 年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 ( 年度)
不良債務 (百万円)	( 年度)	財政力指数	0.37 (H18年度)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし ( 年度)	実質公債費比率 (%)	18.3 (H19年度)
		経常収支比率 (%)	84.1 (H18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：三珠町・市川大門町・六郷町〕3町合併に伴い簡易水道事業を統合し、職員の削減、検査業、消毒薬等の一括購入、水道施設の維持、管理の委託等で、経費の削減を図ってきた。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 〃にレを付けた上で内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	市川三郷町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成21年度～平成25年度
計画策定責任者	市川三郷町長
既存計画との関係	市川三郷町集中改革プラン
公表の方法等	市川三郷町議会全員協議会及び市川三郷町ホームページを通し公表とする。
基本方針	支出を制御して、できるだけ一般会計から繰入をしないで事業運営を行う。

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利 5 % 以上 6 % 未 満	年利 6 % 以上 7 % 未 満	年利 7 % 以上	合 計
旧 資 金 運 用 部 資 金	繰上償還希望額		45	12	57
	補償金免除額		10	3	13
旧 簡 易 生 命 保 険 資 金	繰上償還希望額				

注 1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入(職員数)(H22. 4. 1現在)

2 各欄の数値は小数点第 2 位を切り上げて、小数点第 1 位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第 2 位が 0 であるが、小数点第 3 位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成 2 1 年度における年利 5 % 以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未 満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未 満 (平成21年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業	87.218	44.925	12.033	144.176
合 計 (A)		87.218	44.925	12.033	144.176
一 般 会 計 負 担 分 ( 再 掲 )	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) -(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未 満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未 満 (平成21年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 ( 再 掲 )	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) -(B)					

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上償還金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>本町の簡易水道事業は、三珠地区の3簡易水道・市川大門地区の2簡易水道・六郷地区の3簡易水道の計8簡易水道事業を取りまとめたものである。水道規模は小さいが、それぞれの独自の水源と浄水・配水施設を持っている。そのため、水源の確保から給水までの管理費用が収益にくらべ膨大な額である。また、山間部が多いため地下水の確保が難しく、表流水を利用している地区も多く、その為る過施設の維持管理費も膨大である。</p>	
経営課題	課 題	安全な水を安定供給する為に水道料金の適正化
	<p>安全な水を供給する為の膨大な設備投資に比べ、過疎地域の供給収益は極めて低い。合併後5年を目途に料金改定をし、統一したい。改定していくながら原水原価に見合った金額とする。</p>	
	課 題	維持管理費等サービス供給コストの削減合理化
	<p>維持管理については、専門的なことが多く、企業間の競争原理を採入れることが困難であるが、水質検査、検針などは民間に委託する。</p>	
	課 題	資産の有効活用
<p>本町の簡易水道は、水道原水に表流水を利用しており、ほ乳動物の糞便によるクリプトスポリジウム汚染の危険にさらされているものの、設備・施設の整備が十分でないため、今後、浄水処理施設の整備が必要。</p>		
課 題		
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度														
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) 見込値	平成19年度 (計画初年度) 実績値	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (計画第2年度) 実績値	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (計画第3年度) 実績値	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (計画第4年度) 実績値	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (計画第5年度) 実績値
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	142	137	134	134	142	142	132	142	144	154	138	154	157	154	145
	(1) 営 業 収 益 (B)	107	104	103	102	99	99	93	99	99	112	89	111	90	111	88
	ア 料 金 収 入	101	99	101	100	96	96	91	96	96	108	87	108	87	108	87
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	6	5	2	2	3	3	2	3	3	2	3	2	3	3	1
	(2) 営 業 外 収 益	35	33	31	32	43	43	39	43	43	53	43	49	43	43	57
	ア 他 会 計 繰 入 金	35	33	31	32	43	43	39	43	43	53	43	49	43	43	57
	イ そ の 他															
	2 総 費 用 (D)	138	121	132	131	117	142	108	142	112	154	112	154	108	154	112
	(1) 営 業 費 用	68	75	78	83	66	65	59	65	64	65	68	65	65	65	71
ア 職 員 給 与 費	21	28	16	21	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	15	
イ そ の 他	47	47	62	62	51	51	45	51	49	51	54	51	49	51	55	
(2) 営 業 外 費 用	70	46	54	48	51	77	49	77	48	89	44	89	43	89	42	
ア 支 払 利 息	46	46	46	47	49	48	49	51	48	57	44	65	43	65	42	
イ そ の 他	24	0	8	1	2	29		26	0	32	0	24	0	24	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4	16	2	3	25	0	24	0	3	0	26	0	48	0	33	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	233	209	240	291	121	144	97	171	124	347	90	297	59	211	146
	(1) 地 方 債	101	86	136	198	65	69	52	94	78	183	22	164	9	134	80
	(2) 他 会 計 補 助 金	38	48	27	9	31	54	28	56	38	95	59	97	48	53	41
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	47	30	40	29	18	11	17	14	0	32	0	29	0	17	24
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1
	(7) そ の 他	47	45	37	42	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	1
	2 資 本 的 支 出 (G)	233	210	254	302	145	144	126	171	151	347	87	297	102	220	181
	(1) 建 設 改 良 費	202	172	213	259	98	81	66	75	55	261	31	234	38	149	106
イ そ の 他																
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	31	38	41	43	47	60	60	96	96	56	57	63	63	71	71	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	1	14	11	24	0	29	0	27	0	3	0	43	0	35	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度														
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) 見込値	平成19年度 (計画初年度) 実績値	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (計画第2年度) 実績値	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (計画第3年度) 実績値	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (計画第4年度) 実績値	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (計画第5年度) 実績値
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4	15	12	8	1	0	5	0	24	0	29	0	5	—9	2
積 立 金 (K)															
前 年 度 からの繰越金 (L)	9	13	28	16	8	9	10	9	4	9	10	9	9	9	11
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	13	28	16	8	9	9	5	9	20	9	39	9	9	0	10
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	8	8	0	1										
実 質 収 支 (P)	13	20	8	8	8	9	5	9	9	9	39	9	9	0	10
(N)-(O) 赤 字 率 (Q)						-		-	20						
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )															
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	84.0	86.2	77.5	77.0	86.6	79.3	78.6	59.7	69.2	73.3	81.7	74.0	91.8	68.4	79.2
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	107	104	103	102	99	99	93	99	92	444	89	444	90	444	88
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高															
企 業 債 現 在 高	1,460	1,438	1,451	1,708	1,726	4,735	1,718	4,733	1,700	4,860	1,665	4,964	1,610	2,024	1,620
うち建設改良債(平建設改良債に係るもの)	1,460	1,438	1,451	1,708	1,726	4,735	1,718	4,733	1,700	4,860	1,665	4,964	1,610	2,024	1,620
うちその他に係るもの															

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度														
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) 見込値	平成19年度 (計画初年度) 実績値	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (計画第2年度) 実績値	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (計画第3年度) 実績値	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (計画第4年度) 実績値	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (計画第5年度) 実績値
収 益 的 収 支 分	35	33	31	32	43	43	39	43	53	43	49	43	67	43	57
うち基準内繰入金	22	23	22	24	25	24	25	25	24	28	22	32	28	36	28
うち基準外繰入金	13	10	9	8	18	19	14	18	29	15	27	11	39	7	29
うち繰越収入に計上すべき繰入金															
うち赤字補てん的なもの	13	10	9	8	18	19	14	18	29	15	11	11	39	7	29
資 本 的 収 支 分	38	48	27	9	31	54	28	56	56	95	59	97	48	53	41
うち基準内繰入金	24	17	16	9	23	24	24	26	26	28	22	32	32	36	37
うち基準外繰入金	14	31	11	0	8	30	4	30	30	67	37	65	16	17	4
うち赤字補てん的なもの	14	31	11	0	8	30	4	30	30	67	37	65	16	17	4

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) 見込値	平成19年度 (計画初年度) 実績値	平成20年度 (計画第2年度) 実績値	平成20年度 (計画第2年度) 実績値	平成21年度 (計画第3年度) 実績値	平成21年度 (計画第3年度) 実績値	平成22年度 (計画第4年度) 実績値	平成22年度 (計画第4年度) 実績値	平成23年度 (計画第5年度) 実績値	平成23年度 (計画第5年度) 実績値	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率 (%)	78.4	70.6	75.3	58.1	59.7	59.9	58.8	60.2	60.2	60.4	69.4	60.5	50.9	60.7	50.9	
職員数 (H22. 4. 1現在)																
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	84.0	86.2	77.5	77.0	86.6	70.3	78.1	59.7	69.2	73.3	80.8	71.0	91.8	68.4	79.2	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	24.6	24.1	23.1	23.9	30.3	30.3	29.5	30.3	28.0	27.9	27.9	27.9	27.9	39.3	
	うち基準内繰入金 (%)	15.5	16.8	16.4	17.9	17.6	16.9	18.9	17.6	18.2	20.8	20.8	20.8	23.4	19.3	
	うち基準外繰入金 (%)	9.2	7.3	6.7	6.0	12.7	13.4	10.6	12.7	10.4	9.7	7.1	7.1	4.5	20.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)															
	うち赤字補てん的なもの (%)	9.2	7.3	6.7	6.0	12.7	13.4	10.6	12.7	9.7	7.1	7.1	7.1	4.5	20.0	
	資本的収入分 (%)	16.3	23.0	11.3	3.1	25.6	38.3	28.9	32.7	30.2	30.0	32.7	32.7	32.7	28.1	
	うち基準内繰入金 (%)	10.3	8.1	6.7	3.1	19.0	17.0	24.7	15.2	0.0	8.8	10.8	10.8	10.8	17.4	25.3
	うち基準外繰入金 (%)	6.0	14.8	4.6	0.0	6.6	21.3	4.1	17.5	30.2	21.4	21.9	21.9	21.9	8.1	2.8
	うち赤字補てん的なもの (%)	6.0	14.8	4.6	0.0	6.6	21.3	4.1	17.5	30.2	21.4	21.9	21.9	21.9	8.1	2.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

( 4 ) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成25年度を目途に使用料金改定を行い、上水道と簡易水道の使用料金を統一を随時図りつつ収入増を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	料金改定により、繰入の減少を図る。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度以降、浄水場等の整備を行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>		<p>市川三郷町集中改革プランを平成18年度に策定し、その年度末に公表もしました。その中で、定員適正化の数値目標を設定しており、この数値に沿って取り組みを行っている。</p> <p>市川三郷町集中改革プランを平成18年度から平成21年度までの間に24人(6.82%)の職員の削減に取り組んでいます。平成22年度・平成23年度についても、平成21年度の数値を維持する様に取り組んでいます。</p> <p>基本的には、人事院勧告を踏まえ、国に準じた改善内容とする。</p> <p>人事院勧告を踏まえ、国に準じた給与構造の見直し(給料表の改正等)を実施している。一般職については、8級から6級制への給料表の移行をおこなった。また、地域手当は支給していない。現在支給されている特殊勤務手当についても廃止や、改善に向けて、早急に見直しをしていきたい。人事院勧告を踏まえ、国に準じた給与構造の見直し(給料表の改正等)を実施してきました。特殊勤務手当もH24より廃止となりました。</p> <p>技能労務職員の給料表は、単純労務職給料表(ア)及び(イ)の2表があり、双方とも3級制を採用している。給料表(イ)は介護老健施設の職員で介護福祉士に適用し、介護福祉士以外の技能労務職員(調理師・用務員等)は給料表(ア)を適用している。今後、介護福祉士については、福祉職給料表の適用の移行を検討予定。介護職の給料表については、H24.1.1に移行しました。</p> <p>職員数 (H22. 4. 1現在)</p> <p>当町には職員で組織する職員互助会があり、この会に毎年公費から福利厚生の目的で補助金として、支出されていた。公費の支出の適正化を協議する中で、互助会の補助金については段階的に削減することとなった。平成18年度には平成17年度補助金額の半額とし、平成19年度から職員互助会には補助金を支出しないこととした。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</p>		<p>物件費の削減は行政プランの中で削減する。指定管理者制度の活用等は水道事業については、考えていない。</p> <p>布設替工事や漏水工事を直営で行うことにより経費の削減に努めています。</p> <p>検針、水質検査等、委託できるものは民間に委託する。検針・水質検査・施設保守管理等で委託できるものは随時移行しています。</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		上水道と簡易水道の使用料金の統一を随時図りつつ、収入増を見込む。水道審議会において答申が出され、答申に沿って簡易水道料金の地域格差是正の統一体系を図っていくところです。上水道との統一料金については、今後更なる検討を要するものとなります。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		市川三郷町議会全員協議会及び市川三郷町ホームページを通し公表する。
行政評価の導入		平成19年度に行政評価システムを構築するため、職員研修を行いマニュアルシートを作成します。事業実施計画における事情記再検討を毎年実施しています。それをもとに町長ヒアリングを実施しています。
5 その他		国の施策をもとに、水道事業の統合推進措置を図っている。平成23年度までに計画策定し、平成28年度までに経営統合を検討する。計画策定の実施はなされましたが、経営統合に向けた検討は計画に順次検討を要するものとなります。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プラン策定による定員管理において定年退職、新規採用とのバランスの中で適正化をすすめる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成28年度を目標に、上水道と簡易水道を統合を検討しつつ、使用料金の改定随時行い、収入増を見込む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	広瀬ダムの畑かんの余剰水を水道水として使用する。山梨市・甲州市・笛吹市・中央市・市川三郷町で協定が締結されている。市川三郷町においても、三珠地区を対象に事業の検討をしている。また、山保簡易水道においても、計画があるので企業債が上がる理由である。広瀬ダムの畑かんの余剰水を水道水として使用することが好ましいところでありますが、施設の整備に過大な予算がかかるため実現に至っていません。山保簡易水道整備においては計画どおり実施しています。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として職員数 (H22. 4. 1現在)  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

